

内閣参質二一七第一八三号

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

御指摘の「政府委員」とは、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき設置されている合議制の機関又は「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）にいう「懇談会等行政運営上の会合」の構成員を指すものと考えられるところ、御指摘の「駒崎弘樹氏」が「平成二十二年当時」に「政府委員」に任命等された会合等としては、現時点で把握している限りでは、内閣府の「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」があると承知しているが、個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。